

株式会社OCS

「加盟店が提供するキャッシュバック特典の受け取りに関する規定」

2024年12月20日

第1条（目的）

本規定は、株式会社OCS（以下「当社」といいます。）のクレジットカード（以下「カード」といいます。）の会員が加盟店からキャッシュバック特典（以下「特典」といいます。）の受け取りに際し、当社カードを指定した場合において、必要な事項を定めるものです。

第2条（特典換算によるポイント付与）

当社は、特典に相当する金額について1円を当社ポイント（一部の提携カードは他ポイントとなる場合があります。）1ポイントとして換算し（1ポイント未満は切り捨てます。）、換算したポイントを当社所定の日に第1条の指定カードに付与します。

第3条（特典が外貨建ての場合）

特典が外貨建ての場合は、Visaの決済センターの処理時点における適用レートにより円貨に換算し、この換算額から所定の海外取引関係事務費用を控除した金額とします。

第4条（責任の範囲）

当社は、第2条に定めるポイント付与業務についてのみ責任を負い、特典の内容および外貨建ての場合における円貨への換算その他について、何ら責任を負わないものとします。

以上